

# 「屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金」募集について

## 1 趣旨

屋久島町口永良部島の新岳が爆発的噴火をしたことにより、島民全員が島外へ避難する事態となりました。今後、避難が長期化することが懸念されることから、島民の方々を支援するため、義援金を募集します。

## 2 義援金の名称

屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金

## 3 受付期間

平成 27 年 6 月 3 日（水）から平成 27 年 12 月 25 日（金）まで

## 4 義援金受入れ口座

### (1) 取扱金融機関

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
鹿児島銀行	県庁支店	(普)3014786	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	(普)1142855	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00950-7-235456		鹿児島県共同募金会 噴火災害義援金

※各金融機関の振込用紙を利用すること。

◎鹿児島銀行及び南日本銀行の各本支店間の振り込み、全国のゆうちょ銀行間の振り込みについては、窓口での振込手数料は無料扱いとなります。

◎ATM及びインターネットバンキングを利用した振り込については、振込手数料がかかります。

### (2) 現金書留（受付期間中は料金免除となります。）

宛先 〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1-7 社会福祉センター内

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

※宛名のところに「救助用」と明記の上、送金ください。

## 5 使途（配分）

集まった義援金については、鹿児島県、日本赤十字社鹿児島支部、鹿児島県共同募金会等で構成された義援金配分委員会で決定し、屋久島町を通じて被災者へ配分する予定です。

## 6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の軽減を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振り込み書の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

## 7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税、住民税）を希望する場合、当会への申し出により後日、鹿児島県共同募金会が領収書を発行します。

## 8 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

## 9 備考

義援金は当会で取りまとめて送金も行っています。当会に義援金をお持ちいただければこちらで手続きを行います。ご不明な点がございましたら問い合わせください。

問い合わせ先

名古屋市瑞穂区共同募金委員会(名古屋市瑞穂区社会福祉協議会内)  
名古屋市瑞穂区佐渡町 3-18 電話 841-4063 FAX841-4080 担当 荒川・鈴木